

障害者 福祉情報

144号 2016年11月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<http://www.cloverplaza.or.jp/>shakyou/sho/sho_index.htm

障害者総合支援法について

障害者総合支援法は「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害者福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉対策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。法の目的を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されました。

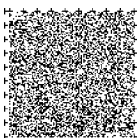
「基本理念」に①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること、②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること、④社会参加の機会が確保されること、⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを掲げています。

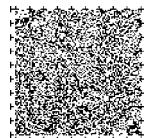
法が対象とする障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害を含む)に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)としています。

利用できるサービス量は、80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要なサービスの度合い(「障害支援区分」)を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。

もくじ / 通巻144号

- ・ 障害者総合支援法について…………… 1
- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律について…………… 2～4
- ・ リオデジャネイロパラリンピックで福岡県選手が躍動…………… 5
- ・ 開催報告…………… 5～6
- ・ お知らせ…………… 6～7
- ・ ほんだな…………… 8





障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要

前頁で紹介した、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布され、平成30年4月1日から施行されます。

◆概要

1 障害者の望む地域生活の支援

(1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・援助等を行うサービスの新設する(自立生活援助)

(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスの新設する(就労定着支援)

(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援

を可能とする

(4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

(1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設する

(2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児を対象を拡大する

(3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする

(4) 障害児のサービスに係る提

するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1) 補装器具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする

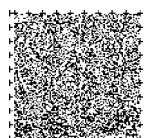
(2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

※2(3)については平成28年6月施行

地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設

障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められています。集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない方がいます。このため、障害者支援施設やグループ

ホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミグで適切な支援を行うサービスを新たに創設します。



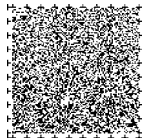
対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

・定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

・定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられます。

このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設します。

対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

・障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっています。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担（1割）が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されています。

このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービス

スを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきましたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていません。

このため、重度の障害などの状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設します。

対象者

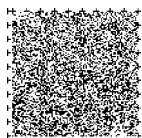
重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

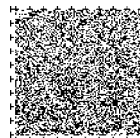
支援内容

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動





保育所等訪問支援の支援対象の拡大

乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められています。（乳児院28・2％、児童養護施設28・5％／平成24年度）

このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとします。



対象者の拡大

乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（例 放課後児童クラブ）

支援内容

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

- ①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
- ②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行います。

※現在、障害者総合支援法に基づ

く障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定

具体的内容

【基本指針】

厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（都道府県障害児福祉計画）

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

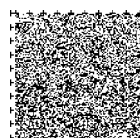
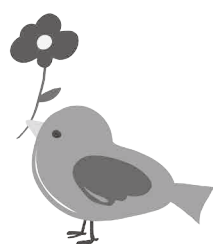
・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する

障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※右記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

・放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に障害を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。



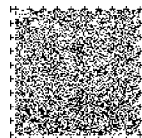
リオパラリンピック 福岡県選手大活躍

リオ2016パラリンピック競技大会が9月7日～18日までブラジル・リオデジャネイロで開催され、160以上の国・地域から4,350人の選手が集い、22競技・528種目で熱戦を繰り広げました。

日本からは132人の選手が参加し、銀メダル10個、銅メダル14個を獲得しました。日本選手団のうち、福岡県在住の6選手も各参加種目で全力を出し切り、堂々の成績を収めました。

特に、女子マラソン・視覚障害の道下美里選手（太宰府市）は3時間6分52秒で銀メダルに輝きました。

次回、2020年の東京パラリンピックではさらなる活躍が期待されます。



開催報告

第25回全国盲ろう者大会

平成28年8月19日（金）～22日（月）の4日間、北九州市で第25回全国盲ろう者大会が開催され、全国から約800名の方が参加されました。

式典では、全国盲ろう者体験文コンクールの表彰式、厚生労働省からの行政説明、全国盲ろう者団体連絡協議会設立10周年記念講演が行われました。

大会期間中は各分科会に分かれての研修や、スペースワールド、門司港レトロ、関門海峡ミュージアムへの社会見学などが行われ、参加された皆さんは、全国の仲間との出会いや、北九州市の自然や文化に触れ大いに喜んでいました。

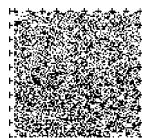
第42回福岡県盲人福祉大会

平成28年9月25日、八女市で第42回福岡県盲人福祉大会が開催されました。

大会テーマ「自立と社会参加を目指して」のもと、音訳・点訳ボランティア等への感謝状贈呈や福岡県障害者福祉課長による差別解消法に関する講演、「同行援護」や「水害」等をテーマとした体験発表などさまざまな催しが行われました。



また、大会では、視覚障害者の社会参加や自己実現を阻むさまざまな課題に対し、行政や地域の協力を得ながら自身も共生社会実現に向けて努力する旨の宣言案を可決するとともに、補装具等の給付や同行援護事業における地域間格差の解消、災害時の人的・設備面での配慮、盲養護老人ホームの増設、入院中のガイドヘルパー利用など7項目の要望が決議されました。



まごころ製品
「美味しいものグランプリ」

福岡県では、去る10月18日(火)博多駅前広場で、まごころ製品「美味しいものグランプリ」が開催されました。

これは、障害のある方たちが施設や事業所で作った「まごころ製品」の魅力を広く県民に知っていただくとともに、さらなる商品力向上のため、まごころ製品を3つの部門に分け、来場者に投票していただきグランプリを決定します。

当日は晴天に恵まれ、博多駅を行き交う大勢の人が足を止め商品を手に取り、施設や作業所の皆さんと交流されていました。



まごころ製品
「美味しいものグランプリ」受賞商品

★おいしい部門

ワークランド・こすもす
“クラムケーキ”

★かわいいものの部門

パン工房 雅 “ぶどうパン”

★贈りたいものの部門

就労継続A型事業所れんこん
“玉ねぎドレッシング”



お知らせ

まごころ製品大規模販売会

障害者の皆さんが作る「まごころ製品」の高い品質と手作りのあたたかみを広くお伝えし、これからのさらなる売上向上と障害者の皆さんの収入向上につなげていく

ため、福岡三越で、選りすぐりの「まごころ製品」を一堂に展示、販売する、第4回福岡県「まごころ製品」大規模販売会が開催されます。今回は新たに、障害者の皆さんの取組みを紹介するイベントなど盛りだくさんです。ぜひ、ご来場いただき、障害者のみなさんのまごころを体験してください。また、販売会への協賛金も募集しています。

第4回 福岡県「まごころ製品」大規模販売会
展示・販売・ふれあいメガフェア
障害者のみなさんが丹念に仕上げた「まごころ製品」が勢揃い!

平成29年1月11日(水)~15日(日)
福岡三越9階三樓会場 午前10時~午後8時
4日間の中心地区の2F~4F

Event Information

11日 障害者アスリート講演会
福田理恵(ゴールボール選手)
11日~15日 特設販売コーナー
熊本県内まごころ製品販売
14日~15日 若商売場
13日 似顔絵チャリティー
14日 餅つき大会・お汁粉振る舞い
15日 元気もん! っまいもん!

協賛 福太郎 株式会社九州産業グループ本社 株式会社福岡銀行 株式会社九州労働福祉会館 久山モーターズ 他
主催 福岡県「まごころ製品」大規模販売会実行委員会
TEL:092-543-3363 FAX:092-543-3364

まごころ製品大規模販売会

第17回 2016 福岡県障害者文化祭

みんなのハートがひとつになって
輝く未来をつくる

期日

平成28年

12月4日(日)

10:00 ~ 17:00

会場

イオンモール福岡
ウエストコート

糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1

ステージイベント

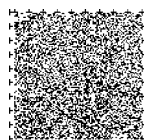
	団体名	団体名	団体名	アーティスト名
	認定 NPO 法人 九州補助犬協会	福岡県障害者 スポーツ協会	社会福祉法人 相互福祉会希望学園	宇木稔 & 恵里香
時間	午前 10:30・午後 13:00	11:30	14:00	15:00
内容	・補助犬の紹介 ・デモンストレーション	・障害者スポーツの紹介 ・障害者スポーツの体験	・合 唱	・演奏 (サクソ・ピアノ)

展示・販売・啓発

団体名：社会就労センターセルフちくほ 内 容：生活雑貨、菓子、加工食品 ひなの家パン委託販売	団体名：アルク九州販売有限会社 内 容：杖、食事用エプロン、箸 靴下、電動車椅子	団体名：福岡県盲人協会 内 容：マッサージコーナー
団体名：障害者就労支援センターゆり工房 内 容：パン、洋菓子、木工品、さをり ビーズアクセサリー	団体名：認定NPO法人九州補助犬協会 内 容：介助犬育成グッズ販売 パネルの展示、資料配付	団体名：障害者支援施設 宰府園 内 容：木工玩具、日用雑貨

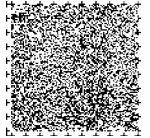
12月3日～9日は「障害者週間」です。

主 催／福岡県障害者社会参加推進センター 後 援／福岡県・NHK福岡放送局・(公財)福岡県
身体障害者福祉協会・(社福)福岡県社会福祉協議会・(公社)福岡県手をつなぐ育成会・(公社)福
岡県精神障害者福祉連合会・(社福)福岡県盲人協会・(社福)福岡県聴覚障害者協会・(公社)日本
オストミー協会福岡県支部・福岡県手話の会連合会・福岡県障害者スポーツ協会
事務局／福岡県障害者社会参加推進センター TEL 092-584-6067 FAX 092-584-6070



ほんだな

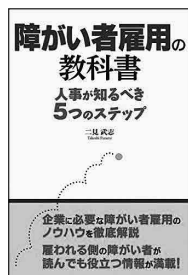
福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ・DVD 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ東棟2階
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「障がい者雇用の教科書 —人事が知るべき5つのステップ—」

二見武志 著
出版：太陽出版



「障害者雇用促進法が改定されました。雇用の準備はできていますか?」「あなたは、障がい者雇用の研修を受けましたか?」「障がい者に合う業務を見つけ出せましたか?」。もし、思い当たる節がある場合、本書を参考にして障がい者受入態勢をチェックしてみてください。

「ぼくの命は言葉とともにある」

福島智 著
出版：致知出版社



目の見えない私(著者)が見てきた人生の風景、耳が聞こえない私を感じ取ってきた心のメロディー、点字や指文字で読み取ってきた命と魂に響く言葉…。9歳で失明、18歳で聴力も失いながら東大教授となった著者に命を吹き込んだ「言葉」にまつわるエピソード。

「インクルーシブシアターを目指して —『障害者差別解消法』で劇場はどうかかわるか—」

鈴木京子 著
出版：ビレッジプレス



障害者差別解消法が施行され、文化施設は誰もが芸術文化に触れられる場になることが求められています。誰も排除せず観客としてその空間を共有するために、「福祉」だけでなく「文化」の視点から、鑑賞サポートのノウハウを一から学んでいきましょう。

「すべてわかる こどものてんかん」

皆川公夫 監修・著
日本てんかん協会 編
出版：クリエイツかもがわ



こどものてんかんにこれ1冊! てんかんってなに? から、検査、治療、介助、生活するうえでの注意点などをわかりやすく解説しています。「予防接種」「保育園・幼稚園・学校への告知」「学校行事」「本人への告知」といったテーマごとにまとめて読みやすくなっています。

